

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	令和2年9月17日
事業者の氏名又は名称	有限会社松本運送(法人番号8500002019113)(代表者 越智浩)
事業者の所在地	愛媛県今治市宅間甲360
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	愛媛県今治市宅間甲789-2
行政処分等の内容	文書警告
主な違反の条項	貨物自動車運送事業法第17条第4項
違反行為の概要	<p>令和2年9月8日、労働局と合同で監査を実施したところ、3件の違反が確認された。</p> <p>(1)運転者に対する点呼が確実に実施されていなかったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項、第3項)</p> <p>(2)運転者に対する点呼の実施結果の記録内容が不適切であったこと(安全規則第7条第5項)</p> <p>(3)運転者の乗務について定められた事項の記録が不適切であったこと(安全規則第8条)</p>
当該違反点数(営業所)	0点
違反点数(事業者)	0点

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。